

住宅リフォーム助成事業

☎ 建築住宅課建築指導係 ☎ 23-8057

大崎市住宅リフォーム助成事業は、市内の施工業者を利用して住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を助成する制度です。震災の被害を受けた住宅の修理工事も含まれます。

◆申請できる人

次の①～③の要件をすべて満たす人

- ① 市内に住所がある人
- ② リフォームを行う住宅を所有し、かつ居住している人
- ③ 市税の滞納がない人

◆対象となる工事の種類

住宅の安全性、耐久性および居住性を向上させるための工事

- バリアフリー工事
- 屋根の雨漏り修繕、外壁の補修工事
- 避難設備、防火設備、換気設備の設備工事
- 間取りまたは壁紙の変更、畳替え等の模様替えを行う工事
- 台所、浴室または便所を改修する工事
- 断熱改修工事、気密改修工事または遮音工事

※震災で被害を受けた住宅の修理も含まれます。ただし、国・県・市の補助金、交付金（被災者生活再建支援制度の住宅再建方法に応じて支給する加算支援金、住宅の応急修理など）を受けない工事に限ります。

◆助成の要件

次の①～③の要件をすべて満たす工事

住宅の応急修理

☎ 建築住宅課建築指導係 ☎ 23-8057

震災で被害を受け、り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」した住宅を一定の範囲内で応急修理します。

◆対象

次の要件をすべて満たすこと

- ① り災証明書により「全壊」「大規模半壊」または「半壊」の被害を受けた市内の住宅で、修理により居住が可能となる住宅
 - ② 応急修理をすることで避難所等から戻ることができる
 - ③ 応急仮設住宅等に入居する必要がなくなる
- ※ただし「半壊」の場合、世帯の収入要件があります。

◆応急修理の内容

住宅の居室、炊事場、便所等、生活に欠くことのできない部分の次にあげる緊急を要する破損個所に限る（地

医療機関等の一部負担金の免除

☎ 保険給付課国民健康保険担当 ☎ 23-6051

震災で被災した、国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者が、医療機関等で支払う一部負担金等が免除になります。

病院や薬局等の窓口で「一部負担金等免除証明書」の提示が必要になりますので、要件に該当する人で免除証明書をお持ちでない場合は、免除申請の手続きをしてください。

◆対象者

国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者（震災の発生以後本市に転入された人を含む）で下表の①～⑥のいずれかに該当する人

【対象者と申請に必要な書類】

対象者	必要な書類
① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人	り災証明書
② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人	死亡事項が確認できる書類・医師の診断書など
③ 主たる生計維持者が行方不明の人	警察に届け出している行方不明者届けなど
④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人	事業の廃止・休止届など
⑤ 主たる生計維持者が失業し、収入がない人	離職票、資格喪失証明書、退職証明書など
⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急避難準備区域に関する指示の対象となっている人	避難指示等の対象地域に住所を有していたことが確認できるもの

◆必要書類など

国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療保険被保険者証、印鑑および上の表に掲載している必要な書類

標準負担額免除期間の延長

入院した時にかかる食事療養費および生活療養費の標準負担額免除の有効期限が、当面の間、延長されることになりました。

すでに交付している一部負担金等免除証明書は、有効期限が平成 23 年 8 月 31 日となっていますが、標

◆免除証明有効期間

一部負担金	3月11日～平成24年2月29日
入院時食事療養および生活療養にかかる標準負担額	3月11日～厚生労働大臣の定める日

※国民健康保険または後期高齢者医療以外の健康保険に加入している場合は、各保険者にお問い合わせください。

◆申請

保険給付課（市役所本庁舎 1 階）または各総合支所市民税務課

「一部負担金等の還付について」

一部負担金等の免除の対象となった人で、一部負担金等免除証明書の交付を受ける前に受診し、一部負担金等をすでに支払っている場合は、還付の申請ができません。

※一部負担金等免除証明書の交付後に医療機関の窓口で免除証明書を提示せずに支払った分については、還付の対象になりませんのでご注意ください。

◆還付の申請に必要なもの

- ① 領収書
- ② 一部負担金等免除証明書
- ③ 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ④ 通帳（世帯主または本人）
- ⑤ 印鑑

◆申請

保険給付課（市役所本庁舎 1 階）または各総合支所市民税務課

☎ 保険給付課国民健康保険担当 ☎ 23-6051

準負担額は引続き免除となりますので、そのままご使用ください。

※国民健康保険または後期高齢者医療以外の場合は、各保険者にお問い合わせください。